＜障害児通所支援に係る自己評価結果等公表に関する対応フローチャート＞

富山市障害福祉課

厚生労働省の作成した次のガイドラインの評価表を参考に「①保護者向け」及び「②事業所職員向け」の２種類のアンケートを作成する。

・児童発達支援→児童発達支援ガイドライン
・放課後等デイサービス→放課後等デイサービスガイドライン

↓

①利用する障害児の保護者等に対して、保護者向けアンケートを配布し、評価及び意見を記載のうえ提出してもらう。

②事業所の各職員に対して、事業所職員向けアンケートを配布し、評価等を記載のうえ提出してもらう。

↓

提出された①保護者向けアンケート及び②事業所職員向けアンケートの回答内容を集計する。
その後、それぞれの集計結果を踏まえて職員全体で討議し、事業所としての評価を行う。特に「課題や改善すべき点」については職員間で認識を共有し、改善内容・目標を立てるものとする。

↓

①保護者からの事業所評価の集計結果及び②事業所における集計結果を、それぞれホームページ等で公表する（**サービス毎に公表してください**）。

↓

別紙「02_障害児通所支援自己評価結果等公表報告シート」に必要事項を記入のうえ、令和５年３月１７日（金）までに、市へメールにて提出する。
E-mail：shogaifukusi-01@city.toyama.lg.jp
※掲示や配布にて公表を行った事業所におかれましては、実際に掲示および配布した資料や掲示を行ったことが分かる書類（掲示箇所を撮影した写真）等を添付
※サービス提供実績がない場合、①を省略可能とし、②のみ評価・公表等を行う。
公表後は、検討結果を踏まえ、改善内容・目標に沿って支援を行ってください。